

第21回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月24日(月) 午後2時30分から午後3時37分

2. 開催場所 市役所3階会議室

3. 出席委員 17人

会長	17番	山 田 健 一
会長職務代理者	13番	山 本 登
委員	1番	川 尻 秀 一
	2番	居 内 和 則
	3番	松 尾 貴 子
	4番	首 藤 勝 広
	5番	安 達 耕 平
	6番	福 田 稔
	7番	鬼 塚 秀 明
	8番	鈴 木 圭 一
	9番	藤 田 政 揮
	10番	遠 藤 優 一
	11番	鎌 田 直 人
	12番	中 川 一 弘
	14番	相 馬 正 人
	15番	川 崎 伸 弘
	16番	矢 萩 一 毅

4. 欠席委員 無し

5. 議事日程

報告第 1号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について
議案第 1号	現況証明について
議案第 2号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 6号	農地移動適正化あっせん基準価格について
議案第 7号	「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の策定について
議案第 8号	網走市長の権限に属する事務の受任について

6. 議事録署名委員 6番 福 田 稔 9番 藤 田 政 揮

7. 出席事務局職員

事務局長	佐 藤 岳 郎
事務局次長	高 畑 公 朋
農地係長	石 垣 友 伯
農地係主査	廣 野 武
農地係主事	畠 山 雅 貴

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第21回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。
	本日の会議の議事録署名委員として、6番、福田委員、9番、藤田委員の両委員を指名いたします。
	初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について」は、初め1番について報告を受けることとします。事務局に報告の説明を求めます。
事務局 議長	(報告第1号1番の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) なければ、以上で1番の報告を終わります。次に、報告第1号2番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、8番、鈴木委員の退席を求めます。
	(鈴木委員 退席) 事務局に報告の説明を求めます。
事務局 議長	(報告第1号2番の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) なければ、以上で報告を終わります。
	(鈴木委員 着席) それでは、議案の審議に入ります。議案第1号、「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局 議長	(議案第1号の朗読説明) 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。議案第2号については、初めに1番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番、中川委員の退席を求めます。
	(中川委員 退席)
事務局	(議案第2号1番の朗読説明) なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。

事務局
議長

許可不要要件については、別紙資料1の1頁に記載しております。以上です。
議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号1番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(中川委員 着席)

次に、議案第2号2番及び3番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号2番及び3番の朗読説明)

なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。

許可不要要件については、別紙資料1の1頁に記載しております。以上です。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号2番及び3番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2頁に記載しておりますように、申請内容及び現地調査等における調査結果では不許可要件には該当しないとのことです。以上です。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号につきましては、農地法第5条の許可要件を満たす必要がございますが、申請書及び現地調査等の結果に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の3から4頁に記載しております。以上です。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号については、農地法第5条の許可基準を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号について説明を受けることとします。議案第5号については、初めに1番について説明を受けることとしますが

議長 これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番、中川委員の退席を求めます。

(中川委員 退席)

事務局 事務局に議案の説明を求めます。

(議案第5号1番の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5頁に記載しております。以上です。

議長 ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

8番 はい、何もございませんでした。

議長 議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号1番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(中川委員 着席)

次に、議案第5号2番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、2番、居内委員の退席を求めます。

(居内委員 退席)

事務局 事務局に議案の説明を求めます。

(議案第5号2番の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5頁に記載しております。以上です。

議長 ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

8番 はい、何もございませんでした。

議長 議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号2番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(居内委員 着席)

次に、議案第5号3番から29番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

(議案第5号3番から29番の朗読説明)

議長 ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

8番 はい、何もございませんでした。

議長 議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ござ

議長

いませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号3番から29番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号30番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、4番、首藤委員の退席を求めます。

(首藤委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長

(議案第5号30番の朗読説明)

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

8番
議長

はい、何もございませんでした。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号30番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(首藤委員 着席)

次に、議案第5号31番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、10番、遠藤委員の退席を求めます。

(遠藤委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長

(議案第5号31番の朗読説明)

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

8番
議長

はい、何もございませんでした。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号31番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(遠藤委員 着席)

次に、議案第5号32番から38番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長

(議案第5号32番から38番の朗読説明)

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

8番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号32番から38番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん基準価格について」を議題とします。本件については、農地常任委員会において審議した案件であることから、先に委員長の報告を求めます。

8番

本件、「農地移動適正化あっせん基準価格」につきましては、「網走市農業委員会組織規程」により農地常任委員会の所掌事務とされておりますことから、本年2月の農地常任委員会において審議したところでございます。審議の結果といたしましては、次年度のあっせん基準価格については、据え置くことが妥当との結論に至っております。なお、詳細については、事務局より説明いたします。

事務局
議長

(議案第6号の朗読説明)

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第6号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第7号「令和7年度最適化活動の目標の設定等の策定について」を議題とします。本件については、農政常任委員会に案の作成を付託した案件であることから、先に委員長の報告を求めます。

10番

議案第7号についてですが、本年1月の第19回総会後において、農政常任委員会に案の作成が付託されたことから、本年2月に農政常任委員会を開催し、内容の検討を行い案を作成したものでございます。なお、内容の詳細については、事務局より説明いたします。

事務局
議長

(議案第7号の朗読説明)

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第7号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第8号「網走市長の権限に属する事務の受任について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長

(議案第8号の朗読説明)

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第8号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第21回総会を閉会いたします。